

ポピンズナーサリースクール札幌白石 重要事項の概要

1 ナーサリースクールの概要

名称	ポピンズナーサリースクール札幌白石						
種別	児童福祉法第39条第1項に規定する保育所（認可保育所）						
施設所在地	〒003-0022 北海道札幌市白石区南郷通14丁目南3-11ラスコム13ビル4F						
開設年月日	2015年4月1日						
連絡先	電話番号：011-374-4143 携帯番号：070-3117-1320 FAX番号：011-374-4153						
施設の目的 及び実施事業	◆児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づいて、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供する ◆特別保育事業及びその他関連事業 ■延長保育事業 ■障がい児保育 ■乳児(0歳児)保育 □緊急一時保育 □休日保育 □地域支援事業 □年末保育						
利用定員	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
	6人	10人	11人	11人	11人	11人	60人

2 事業者の概要

名称	株式会社 ポピンズエデュケア
所在地	〒150-0012 東京都渋谷区広尾5-6-6
連絡先	TEL：03-3447-2133 FAX：03-3447-2192
定款の目的に 定めた事業	「子育て支援」保育施設・学童施設等の運営・ベビーシッターの養成と派遣 「母と子に優しい街づくり」公共施設での託児サービス・イベント等での託児 「高齢者等住宅介護」ホームヘルパーの養成・ポピンズVIPケアサービス

3 ナーサリースクールの方針・目標・内容

教育方針	人生で最も重要な時期の人間教育を目指します
目標	◆寛容な人間 ◆聡明で愛情深い人間 ◆探求心の旺盛な人間 ◆グローバル社会で活躍できる人間
内容	ポピンズアプローチという独自の手法で子どもの持って生まれた力をさらに伸ばし、新たな力を見つけて引きだすエデュケア（教育・保育）を実践する

4 職員体制について

職名	常勤	非常勤	職務
施設長	1名	—	施設の業務を総括し、保育教育の質の向上及び職員の資質向上を図る
保育士	10名	10名	保育計画を立案し充実した活動ができるよう保育を行う
栄養士 調理員	1名	1名 2名	献立作成及び給食運営全般、当園全般の食育を行う 献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う
嘱託医	—	1名	子どもの心身の健康管理を行うと共に健康診断の実施、保健衛生に関する相談指導を行う
嘱託歯科医	—	1名	
その他	—	4名	保育士の補助及び準備、清掃を行う

5 開園日、開園時間、保育時間（保育の必要量の区分）及び休園日

◆開園日：月曜日から土曜日まで

◆開園時間：7：00～19：00（18：01～19：00は延長保育時間）

◆保育時間

保育短時間認定 8 時間	基本保育時間	
月～土曜日	8:00～16:00	
保育標準時間認定 11 時間	基本保育時間	延長保育
月～土曜日	7:00～18:00	18:01～19:00

◆休園日：日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日

◆年末年始 12月29日から1月3日まで

※非常災害（地震や台風等）又は感染症等の発生などの重大かつ緊急を要する状況が生じた場合に保育園を休園することがあります。

6 保育料、その他の利用料金

◆保育料：札幌市の決定により定める金額を札幌市へお支払いいただきます。

◆延長保育料

	時間帯	お食事	時間外保育料
開所時間内①	7:00～7:59	—	100 円/時間
開所時間内②	16:01～18:00	—	100 円/時間
開所時間外	18:01～19:00	補食	200 円/時間

※補食代は時間外保育料金に含まれます。

※生活保護世帯、中国残留邦人等の支援給付世帯、里親世帯及び住民税非課税世帯の家庭は、延長保育料の50%を減免します。

※内閣府が定める「特定大規模災害」が発生した場合に限り、延長保育利用料の請求はしません。

◆園外保育参加費（園外保育の交通費など） 実費徴収

7 施設の利用の開始及び終了に関する事項

◆利用の開始

市区町村の利用調整結果に基づき保育・教育の実施について委託を受けたときは、これに応じます。

◆利用の終了

ナーサリースクールを利用するお子様が次のいずれかに該当するときは、保育・教育を終了するものとします。

ア 小学校に就学したとき。

イ 2号認定子ども又は3号認定子どもでなくなったとき。

ウ 子どもの居住地市町村と協議のうえ保育の提供の継続が適当と認められないとき。

エ 保護者様から退園の申出又は転園をしたとき。

8 緊急時等における対応方法

対応方法	保育中に容態の変化等があった場合は、予めご利用者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、万が一連絡が取れない場合であっても、嘱託医又は救急隊へ連絡をとるなど、乳幼児の身体の安全を最優先させ、必要な処置をとらせていただきます。また、保育時間中にお怪我等で医師の処置が必要と判断した場合は、保護者様に連絡の上、医療機関を受診します。	
	管轄	
警察署	白石警察署	
消防署	白石消防署	
救急搬送先 (予定)	医療法人徳洲会札幌徳洲会病院	

9. 非常災害対策

1. 当ナーサリースクールでは、非常災害に備え、次の取組を行います。

消防計画届出年月日	白石消防署 平成27年6月8日
-----------	-----------------

防災設備の設置	・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・ガス漏れ報知器 有 ・非常警報装置 有 ・非常用電源 有 ・震災に備えての備蓄 簡易発電機（カセットガスボンベ式）、暖房器具、拡声器、 非常用バッテリー、食糧（3日分）、飲料水（3日分）等
避難・消火訓練	条例の規定に基づき、避難訓練及び消火訓練を毎月実施します。

また、自然災害の発生により安全な保育が継続できないと施設長が判断し、以下に該当する場合には、施設長の判断で速やかに休園等の措置を行います。

施設所在地に避難情報等が発令されたとき			
開園 時間内	高齢者等避難	(警戒レベル 3)	閉園 ナースリーから保護者の皆様へお迎えを依頼します。
	避難指示	(警戒レベル 4)	
	緊急安全確保	(警戒レベル 5)	
	特別警報		

開園 時間外	高齢者等避難	(警戒レベル 3)	休園 時間外のうちに解除された場合は、下記(※)と同様の取り扱いとなります。
	避難指示	(警戒レベル 4)	
	緊急安全確保	(警戒レベル 5)	
	特別警報		

(※) 施設所在地に避難情報等が解除されたとき	
施設の安全確保と職員体制が確保され次第開園 (ナースリースクールから保護者の皆様へご連絡)	

札幌市内で震度 5 弱以上の地震が発生したとき		
開園 時間内	閉園	施設の安全が確認できない場合は、ナースリースクールから保護者の皆様へお迎えを依頼します。
開園 時間外	休園	施設の安全確認と職員体制の確保ができるまでは休園とします。

2. 災害規模や周辺状況、施設の被害状況、停電の有無、職員の参集状況等を的確に把握し、臨機応変な対応を行います。危険を感じた場合は、ナースリースクールからの連絡を待たずに保護者の皆様の判断でお迎えに来ていただいても構いません。ナースリースクールから連絡ができない状況も起こり得ますので、早めのご判断、ご対応によりお子様の安全確保にご協力をお願いします。また、保護者の皆様と連絡が取れない場合であっても、スタッフの判断により応急手当、近隣病院の手配、避難等の対応をさせていただきます。この場合、ポピンズ及びスタッフは最善を尽くしますが、その結果について責任を負いかねますのでご了承ください。

10. 虐待防止等の措置について

- 1 ナーサリースクールは、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講じています。
 - 1) 人権の擁護、虐待の防止に関する必要な体制の整備
 - 2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止
 - 3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施
 - 4) その他虐待防止の為に必要な措置
- 2 虐待等の行為とは児童福祉法第33条の10に規定する行為をさします。
- 3 当社は、ナーサリースクールで虐待等の疑いのあるご利用中のお子様を発見した場合には、法令に基づき自らの判断で関係機関に通報します

11 第三者委員による苦情解決

苦情解決制度を整えております。苦情解決責任者を施設長が、苦情受付担当者を保育士が務めます。「第三者委員」が園外の第三者に委託され、苦情を申し出たご利用者や苦情解決責任者の求めに応じ双方の話し合いへの立会いや助言を行います。ご利用者は直接第三者委員へ申し出を行うことができます。面接、電話、文書等の方法により、相談・苦情を受け付けております。

12 賠償責任保険等の加入

ナーサリースクールをご利用中に、株式会社ポピンズエデュケアの責任に帰すべき事由によりお子様に損害を与えた場合、賠償責任保険、傷害保険から加入限度内で保険金が支払われます。なお、不可抗力による事故の場合、保険金が支払われない場合もございます。